

会議結果報告書

令和6年10月25日

会議の名称	令和6年度第5回志木市児童福祉審議会
開催日時	令和6年10月25日（金）午後1時30分～3時45分
開催場所	志木市役所 3階 大会議室3-3
出席委員	佐藤聡子会長、大熊啓太副会長、中村勝義委員、志村亜希子委員、 白川美津江委員、中村和子委員、磯真砂子委員、増本智絵委員 (計8人)
欠席委員	高橋篤子委員、細田大二郎委員、浅見智子委員、藤井加奈恵委員、 (計4人)
説明職員氏名	飯田子ども支援課長、金澤健康増進センター所長、杉田保育課長、 的場共生社会推進課長、吉成生涯学習課副課長、安井子ども支援 課主任 (計6人)
議題概要	1 開会 2 議題 (1) 志木市こども計画の素案について ①「量の見込み」について ②「基本理念」などについて (2) その他 3 閉会
結果	審議内容の記録のとおり (傍聴者なし)
事務局職員	近藤子ども・健康部長、飯田子ども支援課長、 的場共生社会推進課長、杉田保育課長、 金澤健康増進センター所長、神崎児童発達相談センター所長、 佐野学校教育課長、吉成生涯学習課副課長、 高山共生社会推進課副課長、金子学校教育課指導主事、 平間子ども支援課主査、松永子ども支援課主任、 安井子ども支援課主任、東森健康増進センター主事、 遠藤生涯学習課主事補、ジャパンインターナショナル総合研究所

審 議 内 容 の 記 録

1 開会

会長が開会を告げる。

志木市情報公開条例第5条第1項により、市の附属機関の会議は原則公開であると規定されているため、本審議会は公開の対象となる旨の説明を行った。

また、新委員に子ども・健康部長より委嘱状の交付を行った。

2 議題

(1) 志木市こども計画の素案について

資料1に基づき、素案についての説明を事務局から行った。

○概要説明

前回からの変更点について、第1章から第4章までを説明。

11から29ページまでは、すでに実施した5つのアンケート「乳幼児健康診査時アンケート」「子育て支援アンケート」「子どもの生活実態アンケート」「ヤングケアラー実態調査」「子ども・若者の意識に関する調査」の結果について載せているが、アンケートごとに並べ替えた。内容の変更はない。

32、33ページに、新たに「こどもの意見聴取結果」を掲載した。「こども基本法」では、こども施策に関する基本的な方針として、「子ども・若者の意見を聞き、その意見を政策に反映する」とあることから、この夏にこども食堂や児童センター、学童保育クラブなどを訪問し、子どもたちの声を聞いた結果となっている。子どもたちの意見を踏まえ、居場所づくりや相談のできる場づくりなどを進めていくとともに、計画の策定と併せ、子ども向けの概要版も作成する中で、子どもたちの意見をどのように反映させていくか示していく。

50ページの基本理念は、メインコピー案3つ、サブタイトル案4つを示した。「笑顔かがやく」や「地域みんなで」という言葉を生かしてはどうかといった意見や、子どもの何を大事にするのかという観点から、「子ども・若者の意見や主体性を大切に」「心豊かに育つ環境」「地域みんなで支える」といった言葉が入るといいのではないかとといった意見を踏まえた案である。

51ページの「こどもまんなか社会」の説明は、ホームページなどから確認できることから、一部を抜粋して掲載した。

また、61ページ以降の施策の展開では、施策の方向ごとに関連するSDGsを掲載するとともに、数値目標を設定した。数値目標は計画の進捗管理などに活用していきたい。

目標5と目標6については、ライフステージ別の施策であるため、ライフステージを3つに分け、該当するステージを○印でお示しした。

56ページ「施策体系・重点施策」の一覧をご覧いただきたい。

目標2の重点施策を、前回会議の意見により2つに分割した。

また、目標3の重点施策に「ヤングケアラー支援体制の整備」を、目標5の重点施策に「公立保育園の機能強化と保育の質の向上」を新たに加えた。

重点施策について、各担当課長から説明させていただく。

<目標1 子ども・若者の主体性を育むための支援> (子ども支援課)

・重点施策 子ども・若者の居場所づくりの推進

令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、家庭や学校以外の第3の居場所の必要性とその指針が示されたところである。居場所がないことは孤独や孤立感と深く関係しており、子どもや若者が生きていく上で居場所があることは大変重要であると考えている。

このような背景を踏まえ、すべての子ども・若者が安全・安心な居場所を持ち、多様な体験の機会を得ながら幸せな状態で成長ができるよう、地域の状況を把握しながら、関係機関との連携により居場所づくりを計画的に推進する。また、令和8年3月に西原保育園が閉園となるが、乳幼児とその保護者の交流の場である西原子育て支援センターも閉所となることから、出張子育てひろば事業などで、子育て親子の交流の場や相談の場の確保に努める。

<目標2 親と子の健康・医療の充実> (健康増進センター)

・重点施策 妊娠から出産・子育て期における伴走型相談支援

「伴走型相談支援」とは、相談だけではなく、令和5年度から実施している「出産・子育て応援金」の給付を相談につなげながら、各ライフステージに応じた支援を行っていくものである。

その背景としては、核家族化が進み、それぞれの家庭がいろいろな悩み事を抱えていること、また、令和6年6月の「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の改正により、「出産・子育て応援金」が法定化され継続となったこと、産後の心身の不調について相談しなかつたりできなかつたりしたといった方が一定数見受けられる現状がある。

・重点施策 母子保健におけるデジタル化の推進

昨今、いろいろな主要サービスがデジタル化を進めている状況の中、国がデジタル版の母子健康手帳を導入していくという方針を出しており、12月に示されるガイドラインを踏まえ、令和7年度に準備し、令和8年

度から導入する方向で検討を進めていく。

<目標3 児童虐待防止、配慮を要する子ども・家庭への支援>

(子ども支援課)

・重点施策 児童虐待防止への対応

全国的にも児童虐待が深刻となっており、本市においても児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある。また、「児童福祉法」の改正に伴い、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となった。新たな市町村の事業として「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が創設され、既存の「子育て短期支援事業」などを含む6事業が家庭支援事業として位置づけられた。

このような背景を踏まえ、本市では令和4年度に設置した子ども家庭総合支援室の機能のほか、子育て世代包括支援センターの機能を維持した上で、母子保健と児童福祉の機能の一体的な相談を行う機関である「こども家庭センター」を設置する。

・重点施策 ヤングケアラー支援体制の整備

令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」が制定され、本市でも小学4年生から中学3年生までを対象にヤングケアラーの実態調査を行った。ヤングケアラーの可能性があると判断された児童・生徒に対しては、教育委員会・学校・教育サポートセンターの学校福祉相談員や子ども支援課の見守りにより、相談対応を行うとともに、支援が必要な家庭には関係機関と連携し支援につなげていく。また、「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、市町村が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーも明記された。

このような背景を踏まえ、ヤングケアラーの社会的認知度向上を図るための周知啓発、ヤングケアラー実態調査による把握とともに、学校をはじめとする子ども・若者にとって身近な相談先となる関係機関がヤングケアラーを適切に把握し、必要な支援につなげていく。

<目標4 地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化> (生涯学習課)

・重点施策 子ども・若者の健全育成と非行防止

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画」が令和6年9月に閣議決定された。本市ではインターネットなどに関する専門相談員を教育サポートセンター内に配置し相談対応を実施している。社会全体として非行や犯罪に及んだ子ども・若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機

運の向上が求められる。

このような背景を踏まえ、子ども・若者に対し、地域全体で自主性・社会性・正義感などを持った豊かな人間性を育むことができるよう、地域における活動団体との連携・協働に努める。また、犯罪などから身を守ることができるよう、非行や薬物乱用、インターネットに起因する有害環境等の対策に取り組むとともに、関係機関と連携して相談体制の強化を図る。

<目標5 「子育て」と「子育て」の支援> (保育課)

・重点施策 新たな保育制度への対応

令和6年6月に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設され、生後6か月から3歳未満の子どもが、保育要件に関係なく月一定時間まで保育を利用できるようになった。子どもの育ちを応援し、子育て家庭の孤立を防ぐことを目的としている。本市では令和8年度からの本格実施を見据え、本年度から2つの公立保育園で試行的に「すくすくしきっ子事業」を実施している。

・重点施策 公立保育園の機能強化と保育の質の向上

保育園については、近年待機児童が解消されつつあり、求められるものが保育の量の拡大から質の向上へと変化している。多様化する保育ニーズに応え、子どもたちの育ちを保障するためには、保育施設全体の質の向上が必要とされることから、公立保育園・民間保育園の相互協力により保育の質の向上を目指す。

令和3年10月に定めた本市における「公立保育園の在り方に関する方針」について、北美保育園では新たな保育制度に対応するため、子育て支援センターを併設する方針としていたが、医療的ケア児や配慮を要する子どもや家庭等に対応できるよう、「こども誰でも通園制度」の実施や一時保育を実施できる園とする。令和7年度末に西原保育園は閉園するが、引き続き、複雑化する保育ニーズに迅速かつ的確に対応していく必要があることから、公立保育園の果たす役割は大きいと考え、地域に開かれた保育が提供できるよう、いろは保育園についても継続していきたいと考えている。また、いろは保育園は老朽化が進行していることから、北美保育園が再開した後、入園調整を行い、改修工事又は建替えを検討する。

<目標6 未来を切り拓く子ども・若者への支援> (子ども支援課)

・重点施策 子育てへの理解・促進

全国的に共働き世帯が増加している一方、育児負担は女性に偏っている実情があり、アンケート結果なども踏まえて重点施策とした。夫婦がともに

協力しながら子育てができるよう、多様な働き方の実現に向けた意識啓発に取り組むとともに、男性が育児に積極的に取り組むことへの支援など、夫婦がともにキャリアアップと子育てを両立できる環境づくりに努める。また、家庭の中に限らず職場や地域など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体で共に育てることができるよう、情報発信を行う。

○概要説明

資料2に基づき第5章について事務局から説明。

「1 教育・保育提供区域の設定」

各自治体において設定が義務づけられおり、第1期、第2期に引き続き、宗岡区域と志木区域の2つに設定し、事業に応じ区域ごとに量の見込みを算出する。各区域の概要、人口の構成などを記載している。

「2 教育・保育事業の見込み・確保方策」

各認定区分における実績に基づき、量の見込みを算出している。3号認定は、0、1、2歳を分けて記載することが求められたため、分けて算出した。

「3 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策」

基本的には、実績の推移に基づき利用率を設定し、人口推計と掛け合わせ、量の見込みを算出している。

「1.2 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」

提供体制・確保策については、量の見込みは数字を設定するようなものではなく、考え方を示すものであるため、次回までには文言を記載する。

14から19までの項目が、法改正による新たな事業である。

「14 子育て世帯訪問支援事業」「15 児童育成支援拠点事業」「16 親子関係形成支援事業」の3事業は、令和4年の「児童福祉法」の改正による新たな事業である。これらは、こども家庭庁の「量の見込み算出の考え方」に基づきながら、志木市の実態の数字なども合わせて算出している。

「14 子育て世帯訪問支援事業」

家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭を訪問し支援することで、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業である。令和6年度の年間実績を2と仮定し、利用率と人口推計により、平均利用日数を掛け合わせ算出した。

「15 児童育成支援拠点事業」

養育環境上の課題を抱える家庭や居場所のない児童などを対象にサポートを行う事業である。事業の実施方法については計画期間中に検討してい

く。

「16 親子関係形成支援事業」

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的に、ペアレントトレーニングなどを行う事業である。

本市では、「やる気をひきだす子育て練習法」を実施しており、今後の開催予定に伴う募集人数で見込みを算出している。

「17 妊婦等包括相談支援事業」「18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「19 産後ケア事業」の3事業は、令和6年の「子ども・子育て支援法」の改正による新たな事業である。

「17 妊婦等包括相談支援事業」

妊婦や配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談を行う事業である。

妊娠届出数の見込みから、1組当たりの面談回数を掛け合わせ、面談実施合計回数を算出している。

「19 産後ケア事業」

産後1年未満の産婦とその乳児を対象に、病院などにおいて行うデイサービス型とショートステイ型の産後ケアを行う事業である。

本市において、令和6年9月末時点の実績が59人であったため、これを半年の実績とし、年間の実績を118と仮定した。それに平均利用日数の2を掛けて、人口推計等と掛け合わせて算出した。

「18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」（保育課）

こども家庭庁から「こども誰でも通園制度」の令和7年度以降整備量見込みの調査で示された計算式に基づき算出した。

例えば0歳児においては、新生児の数から保育園に入園するであろう子どもの数を引く。令和6年度では483人が生まれ、そのうち98人が保育園に入園し、385人の乳幼児が「こども誰でも通園制度」を利用すると仮定する。国の案としては、月10時間子どもを預けることができるという見込みが示されているため、 $385人 \times 10時間 = 3850時間$ が全体の利用量となる。受け入れ体制としては、1日8時間の預かりで、月曜日から金曜日まで月平均22日と国が示しているため、 $8時間 \times 22日 = 176時間$ となる。

$3850 \div 176 = 21$ となり、表で示した数値となる。

1歳児、2歳児も同様で、令和7年度以降は出生推計に合わせて算出している。

提供体制の見込みは、来年度以降、民設保育園に「こども誰でも通園制

度」に協力していただく予定であり、民設保育園が「こども誰でも通園制度」を実施できる見込み時間を計算し算出している。

現在は、利用可能時間が月10時間と示されているため10時間で計算しているが、令和8年度以降本格実施になると利用時間が変わってくると思われることから、表の数字は現在の推計である。

会長：パブリックコメントが1月末から2月末にかけて実施される予定であるため、素案を審議する機会も今日とあと1回であり、本日も活発なご意見をお願いします。

はじめに基本理念について、次に、第1章、第2章をご覧ください。それでは、50ページの基本理念について、メインコピー案3つとサブタイトル案4つが記載されているが、他にご意見などはないか。

委員：前回の審議会で、こども計画ではあるが「若者」が含まれており、「子ども」しか出てこない案は避けたほうが良いと発言した。また、「まんなか」という言葉は世間に知れ渡っていれば入れた意図を納得してもらえるが、難しいと思われるので案①が良いのではないか。

委員：「子ども・若者」が入り、どういうことを目指しているのかがはっきりする案①が良いと思う。

委員：仮にメインコピーを案①とすると、サブタイトルに少し説明を入れるなら、案②か③ではないかと思う。

委員：サブタイトルは、より具体的なほうが良いと思う。何を目指しているかということで、まちの将来像が「未来へ続くふるさと志木市」であり、案②には「未来を切り拓く」が入っている。また、「地域」だけではわかりにくいですが、案②ではより具体的に「地域みんなで」となっている。

会長：サブタイトルは案②が候補に挙がったが、他にご意見はあるか。

委員：メインコピー案①とサブタイトル案②は良いと思うが、どちらにも「笑顔で」と入っており、自分のやりたいことがかなって笑顔になっていくことはいいが、辛いことやいろいろなことを乗り越えて成長していくことやそれぞれの個性を大事にするということで、「自分らしく」という言葉も入ったほうが良いと思う。

会長：「笑顔」がどちらも入ってしまうなら「笑顔」を「自分らしく」に変えるのはどうか。

委員：メインコピーを案①にした場合「笑顔」が入っているため、サブタイトルには「自分らしく」が入っているほうが良いのではないか。

委員：幸せとは人それぞれ考え方が違うため、サブタイトル案③の「自分ら

しく」を大事に考えていけたらいいと思う。メインコピーは案①でよく、サブタイトルは案②でも③でもいいが、③は「自分らしく」と「心豊か」という言葉が入っているのでいいと思う。

委員：サブタイトル案②の「その個性を發揮し」の「その」をわかりやすくし、「自分らしく個性を發揮する」としてもいいのではないか。「子どもらしい個性」ということか。

委員：サブタイトルは案②か③でいいと思うが、「その」という言葉の意味がわかりにくいことと「笑顔」がメインコピーと重なるため、2つも疑問符が出てくる案②よりも、何も意見の出ない案③にしておいたほうが無難ではないか。

委員：サブタイトル案③は「育つことができる地域へ」と地域へ向いてしまっている。地域で育てるのではなく、育つことができる地域にしていこうということである。もし案③にするのであれば、「育つことができる地域みんなで支え合おう」のように変えないといけないのではないか。

委員：次回の審議会で、もう一度議論してはどうか。

委員：メインコピーは案①と決定し、サブタイトルだけもう1回検討してはどうか。

事務局：皆さんの今日のご意見を踏まえ、サブタイトルを再度事務局で検討し、次回お諮りする。

委員：サブタイトルの案①と④はなく、②か③で選ぶということか。メインコピーで、ひらがなにしても漢字にしても「志木」という言葉が入ってこないのであれば、サブタイトルでは②のように「志木」を入れたほうが「地域」よりはいいと思う。

会長：それでは、サブタイトルは事務局でもう一度練っていただき次回決定したい。

次に、61ページからの「第4章 施策の展開」について、施策に紐づくさまざまな取り組みが挙げられている。レイアウトも大きく変わり、目標ごとの重点施策が記載され、SDGsやライフステージ別の表記も入ったため、取り組み内容やその他でお気づきの点があればご意見をお願いします。

事務局：補足する。数値目標は現在数字が入っていないが、次回審議会で数字を入れて提示する。

委員：64ページの「②遊びや多様な体験ができる機会を提供します。」の「18 社会教育・生涯学習推進」に「さまざまな体験活動や遊びながら学ぶ機会を提供します。」とあり、学習指導要領にある学校教育以外

はすべて社会教育・生涯学習の分野であるため間違いではないが、違和感がある。これは、目標1「子ども・若者の主体性を育むための支援」の施策であるが、同じく子ども・若者に対する目標4「地域ぐるみで子ども・若者を守る体制の強化」には、社会教育・生涯学習のことは記載されていない。社会教育・生涯学習の推進は若者にとっては大事であるため目標4にも記載することが望ましい。逆に64ページの数値目標の指標である「小学生の延べ人数」は誤りではないが、社会教育・生涯学習の推進といった場合には若者まで目を向けたものであるべきではないか。

事務局：もう少し幅を広げ、小さな子だけではないような指標にすべきであるということか。

委員：確かに、目標1は子ども支援課長から説明があり、子どもが中心であると感じた。しかし、計画自体は若者までを取り入れると謳っているため、もう少し若者に目を向ける必要があるが、それはやはり社会教育・生涯学習の分野になってくると思われる。ただ、その分野に若者を参加させることは、どこの市町村でも問題になっており難しいとは思いますが、若者にも目を向けた社会教育・生涯学習がどこかに入ってくるほうがいいのではないかと。子どもに手厚く、子ども中心に考えられていることをとても感じるが、若者への部分も考えるべきである。

事務局：担当課で調整したい。

委員：64ページの「18社会教育・生涯学習推進」には数値目標があり、その他にも数値目標が設定されている項目がところどころにある。しかし、数値目標が設定されていない項目のほうが多い。設定の有無の違いは何か。

事務局：施策の方向ごとに1つ、または2つ、事務局と関係課との調整でピックアップしている。違いは特にはない。今後進捗管理をしていく上で施策を見ていくにあたり指標があったほうが良いと思われる取り組みに設定している。

委員：指標があるところだけ進捗管理をするのではなく、他の項目も計画に表記しなくても数値指標を立てていくのか。

事務局：基本的には、進捗管理は数値目標を立てているものに対して行うが、数値目標を立てていないものも、何らかの形で進捗管理をしていきたい。

委員：やるなら徹底的に行ったほうが良いのではないかと。表記がなくても、見えないところで数値目標を立ててそれに向かっていったほうが良いと思う。担当課が複数のところもあるが、どのように進捗管理をして

いくのか。

事務局：各事業とも実績は把握しているが、すべて数字で管理するわけではなく、ピックアップして進捗管理をしていく。

委員：例えば、62ページに人権教室の実施述べ回数や参加者数が数値目標として挙げられているが、人数だけではわからない成果というものではないか。若い世代に聞いてほしかったものでも、高齢者ばかりが参加し、若者にはうまく伝わらなかったというようなこともある。数字だけでは判断できないこともあるため、数値目標よりも、文言でまとめたほうが良いと思う。それをやったことにより、どのように市民に広がり、人数は少なくともきちんとそこに伝えられたといったようなことのほうが知りたい。

事務局：今回の計画を策定するにあたり、現行の第2期計画の進捗管理ということで数字でも表しているが、事業の結果を踏まえ、課題を見つけ各課で精査している。文言で示しながら進捗管理したほうがいいのか検討する。

委員：82ページの「87 医療的ケア児支援プロジェクト」は前の資料にはなかったか。

事務局：これは新たに入れたものである。

委員：前回の資料では、「保育園での痰の吸引児の受け入れ」という文言であったと思う。そういうお子さんの受け入れも今後もちろん必要であるが、保育園を出た後のこともあるため、「医療的ケア児支援プロジェクト」の取り組みにより継続して支援が繋がっていくことがわかり安心した。

65ページの「23 保育園における子育て支援事業」で、『あそぼう会』などを継続し」とあるが、保育園が民間も含めてやっている園庭開放のことか。

事務局：ここで記載しているのは、北美保育園の園庭開放である。

委員：北美保育園のみのことか。

事務局：他に実施している園もあるとは思いますが、ここで記載しているのは北美保育園が毎週火曜日に行っているものである。

事務局：医療的ケア児の支援については、共生社会推進課でも力を入れて進めていきたい。コーディネート機能の他、医療的ケア児を支えている家族会の方が冠婚葬祭の時に、ケア児を施設に預けることなく自宅にいても家族が出かけられるような取り組みを考えている。

会長：医療的ケア児の件でお聞きしたいが、93ページの「重点施策 公立保育園の機能強化と保育の質の向上」で、ひまわり保育は令和3年度

19人であったのが、令和6年度では43人と増えたとある。また、待機児童は解消したが、さまざまな保育ニーズというところで、医療的ケア児や発達に課題、偏りのある子ども、配慮を要する家庭への対応などが増えたため公立保育園が2つ必要であるとの記載がある。しかし18ページの「障害者手帳所持者数」から「療育手帳所持者」と「身体障害者手帳所持者」の合計が、令和3年度で65人、令和5年度で68人とそれほど変わってはいない。そういった状況で、公立保育園の機能強化を強く謳っている医療的ケア児やひまわり保育は、今まで預かっていなかった子に対し保育の提供が多くなったということか。数字的には、そこまで保育ニーズが大幅に増えたとは読み取れない。

事務局：障がい者の人数については、「身体障害者手帳所持者」はほぼ横ばいで、「療育手帳所持者」が若干増えているが、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は大きな伸びを示している。

会長：ひまわり保育は令和6年度で43人ということだが、来年度は「ひまわり児」と言われる障がいのあるお子さんに関しては、公立保育園で何人受け入れると提示しているのか。

事務局：来年度の見込みはまだ出ていない。在園新規と在園継続で現在43人いる。在園新規として、13～14人の申請を見込んでいる。

会長：その中で一番多く受けているのが公立保育園か。

事務局：公立保育園は、現在いろは保育園のみが0歳児から受け入れており、来年度の北美保育園と西原保育園は5歳児しか受け入れられない。5歳児のひまわり保育の園児は定員が空いているため、積極的に受けたいと思っているが、4歳児以下のクラスについては来年度公立保育園で受け入れられるのがいろは保育園のみとなるため、民設保育園にも受け入れをお願いせざるを得ない状況である。

会長：現在も民設保育園で受けているのか。

事務局：現在は4、5歳児しかいないため、4、5歳児のクラスにはひまわり保育の園児はいるが、それ以外はいろは保育園以外では受け入れられないため、民設保育園に受け入れをお願いせざるを得ない状況である。ひまわり保育の園児の受け入れについては、公立保育園の機能であると考えられるため、北美保育園の再開後には、医療的ケア児や発達に課題や偏りを要する子どもも受け入れることができるようにする。ひまわり保育の園児は、障がい児と判断がつかなくてもグレーゾーンの子どもの対象としているため、障害者手帳の数との乖離が生じている可能性がある。

会長：医療的ケア児は、現在何人いて、どこで受け入れているのか。

事務局：3人である。内訳は、いろは保育園で1人、ぷりえ志木本町園で1人、元気キッズ志木柏町園で1人である。

会長：公立は1人で、民間が2人ということか。

事務局：来年度、栄養管理が必要なお子さん1人の入園が予定されているが、いろは保育園で受け入れる方向で調整している。

会長：次に、資料2の第5章について、これまでの「子ども・子育て支援法」に基づく13事業に加え、「児童福祉法」の一部改正に伴う3つの新事業と、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴う3つの新事業についての説明もあった。ご質問やご意見はあるか。

委員：この計画書は市民も見るとのことか。

会長：そうである。

委員：資料2の1ページの地図を見ても自分がどこにいるかよくわからない。市役所だけでももう少し大きければ市民にわかりやすいと思う。

事務局：改善する。

委員：14ページの「14 子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みの算出方法を教えていただきたい。

事務局：令和6年度の年間利用実績を2と仮定し、それに対する令和6年度の人口から利用率を出している。

委員：「2」は2家庭ということか。

事務局：2世帯である。

委員：世帯数からではなく、人口から算出するのか。

事務局：2世帯を、令和6年度の人口で割る。

委員：世帯数ではなく、人口で割るのか。

事務局：算出方法は、国の考え方に基づいており、世帯数を人口で割り、未来の人口推計を掛け直すことで予測の数値になる。それに平均利用日数の48日を掛けた結果が見込みとなる。

委員：未来の人口はどれくらいと仮定したのか。

事務局：資料1の素案の7ページの下段に人口推計の記載があり、0～17歳の数字を掛け合わせている。総人口ではなく0～17歳の人口である。令和6年は0～17歳の人口が11,536人で、子どものいる家庭として、この数値を掛けている。令和7年以降も同様である。およそ2世帯程度の見込みは変わらないが、人口が減っていくなどの要素からこの数値になっている。

会長：量の見込みは、国の示した数式で算出していると思うが、提供体制や確保策で見込んである数値は、区域ごとでどう考えられているのか。

第2期の資料から、例えば0～5歳児の数が志木区域では大きく減り宗岡区域では減少が少ないことがわかる。資料1の34、35ページには「(1) 教育・保育事業」の区域ごとの利用実績の増減が記載されている。量の見込みは、宗岡区域では平成31年度に1,348人だったのが1,091人になり、志木区域では2,880人だったのが2,249人に減っている。減っている率はかなり違うが、提供体制の志木区域と宗岡区域の算出方法は同じ数式なのか。どちらも子どもの数は減っているが、区域により減る率が違うので、区域ごとの量の見込みはそれぞれどのように算出したのか。

事務局：1号認定から3号認定までいずれも、各区域の過去の利用実績と対象人口を用いた。

会長：まだ生まれてもいない子どもの数を用いるということは推計値を使っていると思われるが、区域ごとの推計値をどのように割り出しているのかお聞きしたい。

事務局：令和2年度から5年度の利用実績を、各区域の0～5歳の人口で割り利用率を出す。利用率の推移を年度ごとに算出し、その推移から利用率が増えたのか減ったのかを見て、増減の平均を出す。その推移が1年ごとに関わってくるという考え方で、令和7年度の利用率、令和8年度の利用率といったように、利用率が増減していくであろうと推計する。

会長：令和2年度から5年度の利用実績が出ているが、例えば2号認定の3～5歳は明らかに右肩下がりになっているが、量の見込みは上がっている。利用実績が下がっているのに、その実績から算出するであろう量の見込みが上がっていくのはなぜか。

事務局：2号認定について、実績は上がっている。

会長：志木区域と宗岡区域の2号認定の利用実績の上がり幅が違うのはどのように算出したのか。

事務局：各区域の2号認定の対象人口は減っていつているが、利用実績が増えているため、実績÷対象人口の利用率は増加している。3号認定も同様に増加しており、宗岡区域の3号認定の1・2歳の利用率はほぼ横ばいである。

会長：同じ数字で出しているということか。

事務局：同じ考え方で出している。区域ごとの利用実績と区域ごとの人口を用いて各年度の推移を見ている。

会長：それでは、例えば5年後の見込みは、実績による数値としては出せるが、どの区域に住むことになるかはわからないため、見込みとしての

数値が出ているということか。

事務局：数字を見ているだけである。

会長：子どもの数の減りと見込みのパーセントが区域ごとにもあまりにも違っていたのでお聞きした。

委員：資料2は資料1の完成版には組み込まれるのか。そうすると、資料1は令和2年度から5年度の実績で、資料2は7年度から11年度であり、空欄の部分の数字が見えないが、量の見込みが急激に上がったたり下がったりすることはないと思われる。1号認定や2号認定と同じように、「こんにちは赤ちゃん事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」、「病児・病後児保育事業」の数値を確認してみたが、1年でこんなに減ったり増えたりするのかというところがあり、つじつまが合うようにしなければならない。片方は実績から算出し、令和7年度以降は見込みとなるため、疑問が生じるような数値を入れていくのはよくない。同じ計画の中で矛盾が出ないようにしなければならない。市民の方は計算式の存在などわからないため、素直に推計していったほうが良いと思う。

事務局：令和6年度の実績はまだわからないため、5年度や6年度の実績を勘案しながら数値に表しているが、再度誤差がないかなどの確認をしていく。

委員：算出方法がわからないと計画書を見た方は疑問に思うかもしれない。簡単でいいので、考え方を記載したほうが良い。

事務局：市民の方にとってわかりやすい表記を考えたい。

委員：15ページの「18 乳児等通園支援事業」で0～2歳児の見込みが記載されている。現在、公立保育園で0～2歳児を預かっているのはいろは保育園だけであるとのことだが。

事務局：令和7年度は民設保育園にも声をかけ、協力していただける園については実施していただく。

委員：量の見込みに対し、受け入れができるのか心配であったが、民設保育園の協力を得られるのか。

事務局：先日アンケートを実施し、協力を得られそうな園を把握したところである。

会長：資料1に戻り108ページの第6章についてご質問やご意見はないか。

委員：戻るが、32ページの「3 こどもの意見聴取結果」について、8月から9月に未就学児ら若者世代を対象に実施されているが、若者はこども食堂、児童センター、学童保育クラブのどこにいたのか。インタビュー対象者の世代ごとの内訳がわからない。意見を世代ごとに分けて

記載したほうがいい。

事務局：回答はほとんどお子さんであった。

委員：若者世代の回答は、「10代20代が気軽に集える場所」くらいしかないようだ。

事務局：児童センターに手伝いに来ていた方や、子どもを連れて遊びに来ていたお母さん、子ども食堂に来ていたお母さん、近所の方など、若者世代の方は10人程度であった。年代別で示すことができるかどうか工夫してみたい。

委員：せっかく子どもたちに聞いたのにもったいないと思った。

会長：他に何かあるか。それでは議題「(2) その他」は何かあるか。

(2) その他

事務局：「ごちゃまぜの会」を共生社会推進課で実施する。

11月30日 市役所1階 市民ホール

趣旨としては、市でも行政機関・保健所・特別支援学校・障がい者の事業所・障がい当事者が集まり当事者の意見を聞く場である地域自立支援協議会があるが、つながりが薄くなってしまっている中で、福祉的支援が必要な方の関係者だけではなく、そうでない方も一緒に意見交換をし、顔の見える関係をつくっていききたいというものである。

「ごちゃまぜ」という柔らかい名称にしたが、最初はおしゃべり程度から始め、活動の紹介やニーズを増やしたいなど、今後の希望等を話し合い、そこから協働してつながっていく関係を築いていきたい。

広報でも掲載しているが11月27日まで募集しているので、是非参加していただき、お知り合いにも紹介していただきたい。

事務局：次回の審議会について

12月16日(月)午後1時30分から

場所は志木市役所3階大会議室3-3を予定している。後日通知を送付する。

3 閉会

会長が閉会を告げる。